

農林水産省共通申請サービス

米穀の輸出数量の届出

操作 マニュアル（第1版）



申請者

目次

1 共通申請サービスの概要	3
1.1 共通申請サービスとは.....	4
1.2 共通申請サービスの動作環境	5
1.3 ご利用上の注意	6
1.4 申請の流れ.....	7
2 共通申請サービスへのログイン・ログアウト	8
2.1 共通申請サービスを利用するためのアカウント	9
2.2 ログイン.....	10
2.3 ログアウト.....	19
3 届出を行う	21
3.1 米穀の輸出数量の届出.....	22
3.1.1 届出に際しての注意点	22
3.1.2 新規の届出	23
3.1.3 過去の届出情報を利用した届出	29
3.1.4 届出内容の入力、届出書の提出、取下げ	32
3.1.5 入力内容の一時保存.....	40
3.1.6 修正通知が届いたら.....	41
3.1.7 差戻し通知が届いたら	46
3.1.8 承諾通知が届いたら.....	48
3.1.9 却下通知の確認	52
3.2 審査状況の確認	53
3.3 届出内容に関するお問合せ	56
3.4 その他お問合せ方法	62

1 共通申請サービスの概要

1.1 共通申請サービスとは

「農林水産省共通申請サービス」（以下「共通申請サービス」と略します。）とは、農林水産省が所管する法令に基づく申請等並びに補助金及び交付金の申請等をオンラインで行うための電子申請システムです。

共通申請サービスによって、様々な手続をいつでも容易にオンラインで申請できるようになるほか、ワンストップ、ワンスオンリーなど申請者の利便性を向上させることを目的としています。

また、申請データがデジタル化されて保存されていくため、過去の申請データを容易に参照できるようになるなど、審査者の業務も効率的に行うことができる環境を実現します。

1.2 共通申請サービスの動作環境

共通申請サービスを利用するための動作環境及び稼働時間について記載します。

共通申請サービスは、以下の環境で動作を保証しています。

表 1-1 共通申請サービスの動作環境



OS	OS のバージョン	ブラウザ※2※3
Windows	10、11 ※1	Google Chrome
		Mozilla Firefox
		Microsoft Edge
macOS	バージョン 11.3 以上	Google Chrome
		Mozilla Firefox
		Apple Safari
Android	バージョン 7.1 以上	Google Chrome
iOS	バージョン 14.0 以上	Apple Safari

※1 Windows 10、11 以外はサポート対象外です。

※2 Microsoft Internet Explorer (IE) では一部の操作に問題が発生する場合がありますため、使用できません。

※3 ブラウザは最新のバージョンをお使いください。

Microsoft Edge は「Chromium」のみサポートとなります。

新しいバージョン 「新しい Microsoft Edge」 のアイコン	古いバージョン 「Microsoft Edge レガシ」 のアイコン
	

1.3 ご利用上の注意

(1) メール受信時の注意事項

利用されている電子メールの迷惑メール設定や受信拒否設定等により、共通申請サービスから通知される各種通知のメールが届かない場合があります。この場合は、迷惑メールフォルダや削除フォルダ等にメールが自動で振り分けられていないか確認してください。

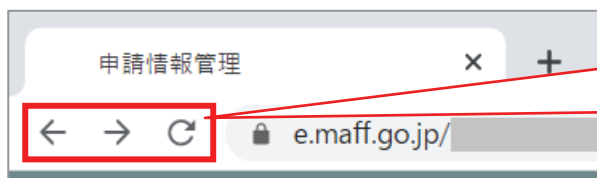
また、共通申請サービスから通知されるメール（e@maff.go.jp のアドレスのメール）が迷惑メールに判定されたり受信拒否されないように、事前に設定をしておいてください。なお、設定方法等については、利用されている電子メールのサービスを提供している事業者等にお問合せください。

(2) ブラウザ操作時の注意事項

申請内容の入力途中で、ブラウザの「戻る」ボタンや「再読み込み」ボタンをクリックすると、それまで入力した内容が消えてしまいますので、ご注意ください。入力途中の申請内容を保存してから、他の画面に移動する場合は、必ず、「一次保存」ボタンをクリックして、入力途中の情報を保存してください。

「一次保存」ボタンの詳しい操作方法は、40 ページ「3.1.5 入力内容の一時保存」をご参照ください。

【ブラウザ（Google Chrome）のボタン】



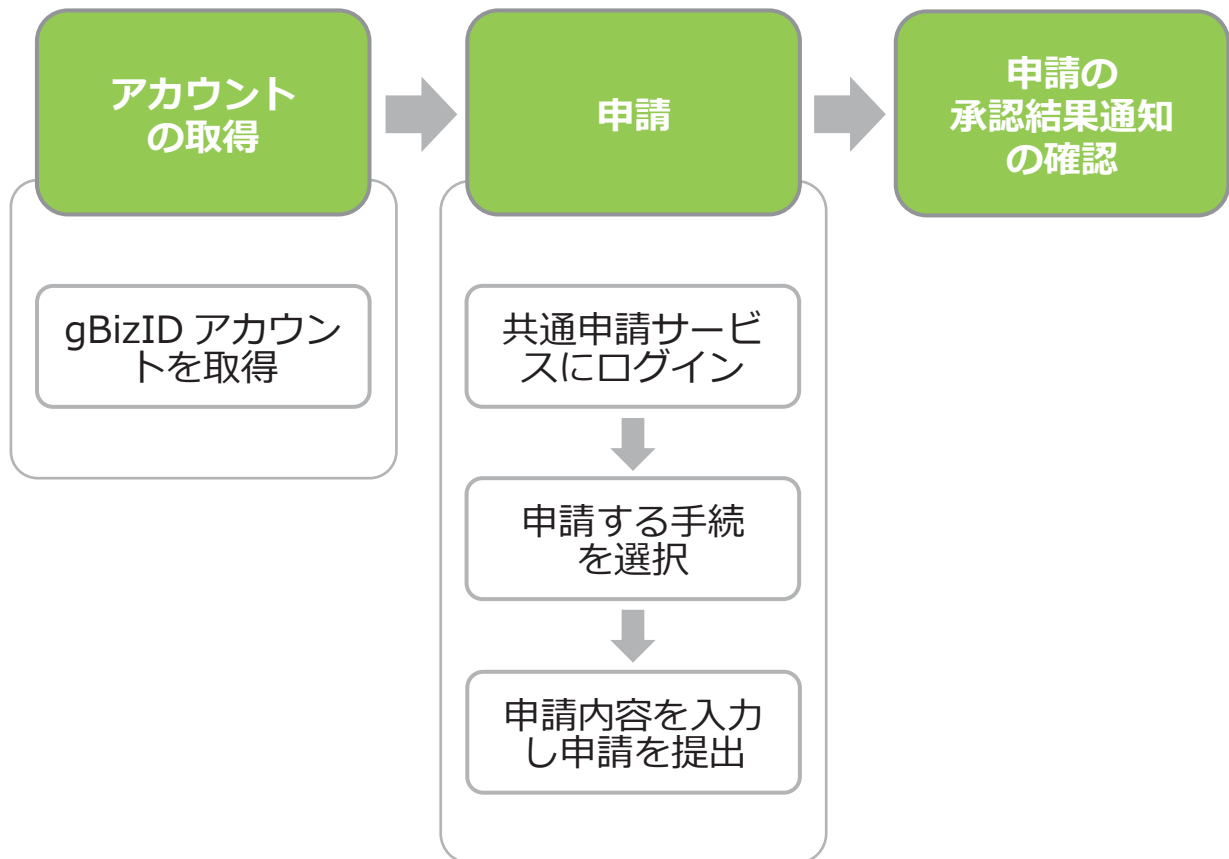
これらのボタンをクリックすると、保存していない入力途中の内容は消えてしまいますので、ご注意ください。

(3) ファイルダウンロード時の注意事項

ブラウザのポップアップブロックの機能でファイルがダウンロードできない場合は、ブロックを解除してください。

1.4 申請の流れ

申請の大まかな流れを以下に示します。



共通申請サービスでは、各種申請手続の申請内容の入力、申請の提出、申請の承認結果通知の確認まで行うことができます。

2 共通申請サービス へのログイン・ログ アウト

2.1 共通申請サービスを利用するためのアカウント

共通申請サービスで電子申請をするためのアカウント（ユーザ ID、パスワード）には、経済産業省が提供している gBizID（ジー・ Biz・ アイディー）のアカウントを利用します。gBizID とは、複数の行政サービスを 1 つのアカウントで利用することのできる共通的な認証システムです。



共通申請サービスで電子申請をするには、**本人確認済の gBizID アカウントが必要**です。下記の gBizID ウェブサイトに掲載されているマニュアルを参考に **gBizID プライム**を取得してください。

マニュアル（gBizID プライム編）の掲載先：

<https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html>

ただし、他制度（経営所得安定対策など）において既に gBizID エントリーを取得し、地域農業再生協議会などで本人確認済であれば、そのアカウントを利用して申出を行うことができます。gBizID プライムを再取得する必要はありません。

なお、gBizID プライムのアカウントで作成することができる gBizID メンバーのアカウント（同じ法人に所属する従業員用のアカウント）でも米麦等輸入納付金の納付申出を行うことができます。

2.2 ログイン

共通申請サービスにログインする方法について説明します。

- 1 下記の URL にアクセスすると、共通申請サービスのトップページが表示されます。

共通申請サービスのトップページ URL : <https://e.maff.go.jp/>

- 2 「gBizID でログイン」 ボタンをクリックします。

共通申請サービス

農林水産省に関する各種の手続きについて、インターネットを利用して電子的に手続きが行えるシステムです。

操作マニュアル よくあるご質問 お問い合わせ

gBizIDでログイン

初めの方へ 現在のご登録者数： 人

農林水産省共通申請サービスのことを詳しく知りたい方、ご利用したい方はこちらから

共通申請サービスとは

お知らせ

このリストを検索…

▼	掲載日付 ▼	タイトル	▼	カテゴリ	▼	発信元	▼	詳細
	2020/11/16	11月18日（水）【背景地図配信サービス】メンテナンスのお知らせ		全般		農林水産省（広報評価課）		目
	2020/11/13	11月27日（金）サーバ機器定期メンテナンスのお知らせ		全般		農林水産省（広報評価課）		目
	2020/11/13	11月27日（金）【LGWAN環境からサービスを御利用する地方公共団体等の…		全般		農林水産省（広報評価課）		目
	2020/10/18	【完了】10月17日（土）システムメンテナンスのお知らせ		全般		農林水産省（広報評価課）		目
	2020/09/13	【完了】9月13日（日）【帳票サービス】メンテナンスのお知らせ		全般		農林水産省（広報評価課）		目

全 6 件中 1~5 件を表示中

< 前 1 2 次 >

1ページあたりの表示件数： 5

共通申請サービス

トップページ 操作マニュアル よくあるご質問 お問い合わせ

利用規約 プライバシーポリシー

- 3 gBizID のログイン画面が表示されますので、取得した gBizID のアカウント ID とパスワードで、共通申請サービスにログインします。



gBizID

ログイン

アカウントID

パスワード

ログイン

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

[アカウントを持っていない方はこちら](#)

↑ ページ先頭へ

Copyright Ministry of Economy, Trade and Industry. All Rights Reserved.


- 4 「アカウント ID」を入力します。



アカウントID

mail_account@example.jp

- 5 「パスワード」を入力します。



パスワード

.....

- 6 「アカウントID」と「パスワード」を入力した状態で「ログイン」をクリックします。



gBizID

🏠 ログイン

アカウントID	mail_account@example.jp
パスワード

ログイン

[▶ パスワードを忘れた方はこちら](#)
[▶ アカウントを持っていない方はこちら](#)

※「アカウントID」または「パスワード」が間違っている場合は、「アカウントID またはパスワードが正しくありません。」とメッセージが表示されます。その場合、「アカウントID」または「パスワード」を再度入力後、再度「ログイン」をクリックしてください。
なお、パスワードを連続して10回間違えると、パスワードロックがかかり、ログインできなくなります。この場合は、13ページの「パスワードを忘れた場合」の手順でパスワードリセットをしてください。



パスワードを忘れた場合

「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックし、パスワードリセット画面を表示します。

The screenshot shows the gBizID login interface. At the top, there is a blue header with the text "ログイン" (Login). Below the header, a red-bordered box contains a warning message: "⚠️ アカウントIDまたはパスワードが正しくありません。" (Account ID or password is incorrect). Underneath, there are two input fields: "アカウントID" (Account ID) and "パスワード" (Password). A dark blue "ログイン" (Login) button is positioned below the fields. At the bottom, there are two links: "🔗 パスワードを忘れた方はこちら" (Click here if you forgot your password) and "🔗 アカウントを持っていない方はこちら" (Click here if you don't have an account). The first link is highlighted with a red box.

「アカウント ID (メールアドレス)」を入力してください。

The screenshot shows the gBizID password reset interface. At the top, there is a blue header with the text "パスワードリセット" (Reset Password). Below the header, the text "アカウントID (メールアドレス) を入力してください。" (Please enter your account ID (email address)) is displayed. There is a single input field for the account ID, which is highlighted with a red box. Below the input field, there is a dark blue "OK" button.

パスワードのリセットをするためのメールが送信されます。
受信したメールからパスワードを再設定します。

- 7 「ID を検証」の画面が表示され、gBizID に登録したメールアドレスに、二要素認証の認証コードを通知するメールが送信されますので、メール本文に記載されている認証コードを画面の「認証コード」欄に入力し、「**次へ**」ボタンをクリックしてください。

認証コードを入力してください

登録されたメールアドレスに送信された5桁の認証コードを入力してください。

[認証コードを再発行する](#)

※ 二要素認証の認証コードは、下記のようなメールで通知されます。

<タイトル>

【農林水産省共通申請サービス】ログイン用の認証コードが発行されました。

<本文>

ログイン用の認証コードが発行されました。

認証コード：37043

本メールは送信専用のメールアドレスで送信しております。

このメールについてのお問合せは、

お手数ですが、農林水産省共通申請サービス問合せ窓口に御連絡ください。

農林水産省共通申請サービス問合せ窓口

電話番号 0570-550-410 (ナビダイヤル)

※お電話の場合、通話料はお客様負担となります。

サポート時間：平日 9 時 30 分～17 時 30 分（土日祝日・年末年始を除く）

- 8 初回ログイン時は利用規約の同意が求められますので、内容を確認の上、同意いただき、「同意する」にチェックを入れ、「次へ」ボタンをクリックします。

以下の内容をご確認の上、ご同意いただける場合「同意する」にチェックをして、「次へ」をクリックしてください。

利用規約

農林水産省共通申請サービス 利用規約

目次

1. 目的
2. 著作権
3. 利用時間
4. 禁止事項
5. 準拠法と合意管轄について
6. 免責事項
7. 利用規約の変更
8. 個人情報
9. 動作環境条件について
10. 協議

1. 目的
本規約は、農林水産省共通申請サービス（以下「本システム」という。）を利用する場合に必要な事項について定めるものです。

2. 著作権
本システムが利用者に対し提供するコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）は、農林水産省が保有しており、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されています。コンテンツの内容の全部又は一部について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為として適宜の方法により出所を明示することにより、引用・転載複製を行うことができます。ただし、「無断転載を禁じます」等の注記があるものについては、当該注記に従ってください。

利用時間

同意する

次へ

※ 同意しない場合、共通申請サービスを利用できません。

- 9 受信したい電子メールの種類の設定、および「代理申請」、「グループ申請」を利用するかどうかの設定をし、「次へ」ボタンをクリックします。この画面は、初回ログイン時にのみ表示されますが、これらの設定は後から他の画面で変更することができます。また、下図のとおり、標準の設定では、個人情報公開されることはありませんので、このまま先に進んでいただいても問題ありません。

個人プロフィール設定

共通申請サービスからの各種通知について

重要なお知らせメールを受信する

申請に係るメールを受信する

ニュースレターを受信する

経営体プロフィール設定

共通申請サービスからの各種通知について

重要なお知らせメールを受信する

申請に係るメールを受信する

ニュースレターを受信する

・申請代行者の機能を利用する

有効にした場合、他の利用者にあなたの法人名/屋号、代表者、市町村が公開されます。

・グループ申請の参加依頼を許可する

有効にした場合、他の利用者にあなたの法人名/屋号、代表者、市町村が公開されます。

次へ

申請代行者の機能を利用する
代理申請を行う申請代行者のための設定です。代理申請を依頼する側の申請者は設定しないでください。
米穀等の輸出数量の届出では使用しません。

グループ申請の参加依頼を許可する
米穀等の輸出数量の届出では使用しません。

- 10 正常にログインすると、共通申請サービスポータル（申請者用）の画面が表示されます。

共通申請サービス

農林水産省に関する各種の手続きについて、インターネットを利用して電子的に手続が行えるシステムです。

農業 太郎

申請 各種設定 操作マニュアル よくあるご質問 お問い合わせ

お知らせ

このリストを検索...

▼	掲載日付 ↓	タイトル	▼	カテゴリ	▼	発信元	▼	詳細
新規	2020/11/16	11月18日（水）【背景地図配信サービス】メンテナンスのお知らせ		全般		農林水産省（広報評価課）		目
新規	2020/11/13	11月27日（金）サーバ機器定期メンテナンスのお知らせ		全般		農林水産省（広報評価課）		目
新規	2020/11/13	11月27日（金）【LGWAN環境からサービスを御利用する地方公共団体等の…		全般		農林水産省（広報評価課）		目
	2020/10/18	【完了】10月17日（土）システムメンテナンスのお知らせ		全般		農林水産省（広報評価課）		目
	2020/09/13	【完了】9月13日（日）【換票サービス】メンテナンスのお知らせ		全般		農林水産省（広報評価課）		目

全 6 件中 1~5 件を表示中

< 前 1 2 次 >

1ページあたりの表示件数： 5


通知

このリストを検索...

▼	通知日付 ↓	タイトル	▼	発信元	▼	詳細
---	--------	------	---	-----	---	----

2.3 ログアウト

共通申請サービスからログアウトする方法について説明します。

- 1 共通申請サービスポータル（申請者用）の画面右上の「」ボタンをクリックし、表示された「ログアウト」をクリックします。



The screenshot shows the '共通申請サービス' (Common Application Service) portal. The user is logged in as '農業 太郎' (Agriculture Taro). The user profile menu is open, and the 'ログアウト' (Logout) option is highlighted. The main content area displays a list of notices under the heading 'お知らせ' (Notice).

▼	掲載日付 ↓	タイトル	▼	詳細
新規	2020/11/16	11月18日（水）【背景地図配信サービス】メンテナンスのお知らせ		
新規	2020/11/13	11月27日（金）サーバ機器定期メンテナンスのお知らせ		
新規	2020/11/13	11月27日（金）【LGWAN環境からサービスを御利用する地方公共団体等の…	全般	農林水産省（広報評価課）
	2020/10/18	【完了】10月17日（土）システムメンテナンスのお知らせ	全般	農林水産省（広報評価課）
	2020/09/13	【完了】9月13日（日）【領票サービス】メンテナンスのお知らせ	全般	農林水産省（広報評価課）

全 6 件中 1~5 件を表示中
< 前 1 2 次 >
1ページあたりの表示件数： 5

通知

このリストを検索…

▼	通知日付 ↓	タイトル	▼	発信元	▼	詳細
---	--------	------	---	-----	---	----

2 正常にログアウトすると、共通申請サービスのトップページに戻ります。

共通申請サービス

農林水産省に関する各種の手続きについて、インターネットを利用して電子的に手続が行えるシステムです。

gBizIDでログイン

[操作マニュアル](#) [よくあるご質問](#) [お問い合わせ](#)

初めての方へ

現在のご登録者数： 人

農林水産省共通申請サービスのことを詳しく知りたい方、ご利用したい方はこちらから

[共通申請サービスとは](#)

お知らせ

Q このリストを検索...

▼	掲載日付 ▼	タイトル	▼	カテゴリ	▼	発信元	▼	詳細
	2020/11/16	11月18日（水）【背景地図配信サービス】メンテナンスのお知らせ		全般		農林水産省（広報評価課）		目
	2020/11/13	11月27日（金）サーバ機器定期メンテナンスのお知らせ		全般		農林水産省（広報評価課）		目
	2020/11/13	11月27日（金）【LGWAN環境からサービスを御利用する地方公共団体等の…		全般		農林水産省（広報評価課）		目
	2020/10/18	【完了】10月17日（土）システムメンテナンスのお知らせ		全般		農林水産省（広報評価課）		目
	2020/09/13	【完了】9月13日（日）【帳票サービス】メンテナンスのお知らせ		全般		農林水産省（広報評価課）		目

全 6 件中 1~5 件を表示中

< 前 1 2 次 >

1ページあたりの表示件数： 5

共通申請サービス

[トップページ](#) [操作マニュアル](#) [よくあるご質問](#) [お問い合わせ](#)
[利用規約](#) [プライバシーポリシー](#)

3 届出を行う

3.1 米穀の輸出数量の届出

お米を海外へ販売等の目的で輸出する場合には、食糧法の規定に基づき、事前に最寄りの農政局管内の窓口へ輸出数量の届出を行うことが義務付けられています。

個人的使用に供するために非商業的に輸出される米穀や、米加工品（レトルト米飯、米粉など）は届出の必要はありません。
(※個人的使用とは、米穀を輸出しようとする者またはその家族の食用のほか、友人へのお土産用などが含まれます。)

3.1.1 届出に際しての注意点

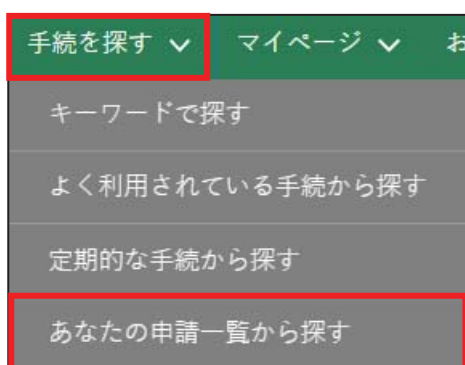
- 1 輸出先国によっては、植物検疫上の理由で日本からの輸出が禁止又は条件が付される場合があります。詳しくは、[植物防疫所](#)のホームページでご確認ください。
- 2 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射能検査証明や産地証明等を求めている国、地域があります。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。
- 3 中国への輸出に関しては、指定精米工場での精米と登録くん蒸倉庫でのくん蒸が行われていること等の特別な植物検疫条件を満たすことが必要となっています。基本的に、商業用のものに限らず、個人消費用、サンプルなどの、少量の輸出であっても適用されます。また、携行品、郵便等での輸出は原則認められていません。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。
- 4 もみを輸出する場合は、品種や相手国により育成者権者の許諾が必要になる場合があります。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。
- 5 なお、届出を行わなかったり、虚偽の届出によりお米を輸出した場合には、法令により 20 万円以下の過料に処せられることがありますので、ご注意願います。

3.1.2 新規の届出

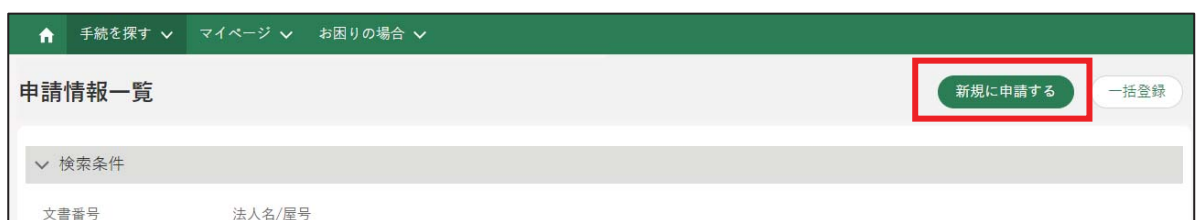
共通申請サービスで、初めて米穀の輸出数量を届出する場合など、新規に届出内容を入力して提出する手順です。

過去に、共通申請サービスで米穀の輸入数量の届出を行ったことがあり、共通申請サービス上に、届出者自身の届出情報が保存されている場合は、29ページ「3.1.3 過去の届出情報を利用した申出」に進み、過去の届出情報をコピーの上、変更箇所のみ修正して申請をしてください。

- 1 共通申請サービスの上部メニューから「手続を探す」-「あなたの申請一覧から探す」をクリックします。



- 2 「申請情報一覧」画面が開きます。画面右上の「新規に申請する」ボタンをクリックします。



- 3 「申請選択」画面が開きます。

申請選択


業種を選択

法令名を選択

制度を選択 **必須**

手続を選択 **必須**

申請する年度を選択 **必須**

- 4 「申請選択」画面が表示されます。「制度を選択」の欄に、「輸出数量」と入力し、「」ボタンをクリックします。

申請情報一覧 新規 一括登録

申請選択

業種を選択

法令名を選択

制度を選択 **必須**






手続を選択 **必須**

申請する年度を選択 **必須**

キャンセル 次へ

- 5 表示された一覧から「米穀の輸出数量の届出：東京神奈川大阪兵庫福岡以外」又は「米穀の輸出数量の届出：東京神奈川大阪兵庫福岡」をクリックします。（※以下の図の下の（注）に従って選択してください。）

制度を選択 **必須**


-  SBT手続
-  共通
-  米穀の輸出数量の届出：東京神奈川大阪兵庫福岡 以外
-  米穀の輸出数量の届出：東京神奈川大阪兵庫福岡
-  認定農業者制度

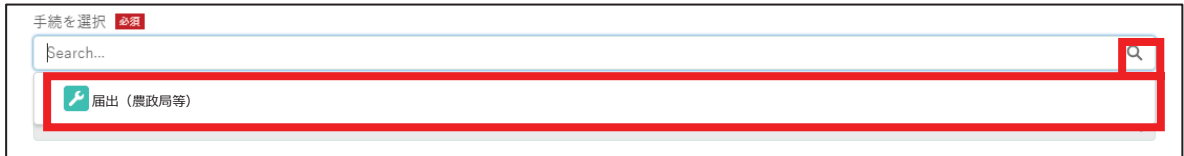
※（注） 届出書の提出先は、最寄りの窓口（農政局等）をご利用ください。（便利な窓口をご利用ください）

制度名と農政局等の対応表

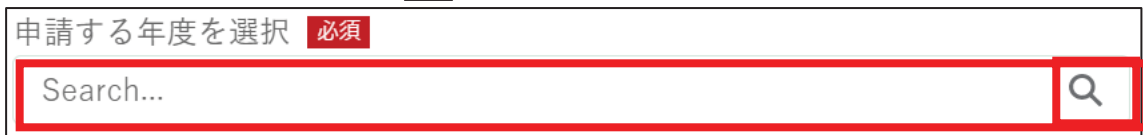
制度名	地方農政局等	(参考) 住所
「米穀の輸出数量の届出：東京神奈川大阪兵庫福岡 以外」から届出	北海道農政事務所	北海道札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22 エムズ南 22 条ビル（2 階）
	東北農政局	宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 3-1 仙台合同庁舎 A 棟
	関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館（10 階）
	北陸農政局	石川県金沢市広坂 2 丁目 2 番 60 号 金沢広坂合同庁舎（6 階）
	東海農政局	愛知県名古屋市中区三の丸 1 丁目 2 番 2 号 農林総合庁舎 2 号館（1 階）
	近畿農政局	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル 丁子風呂町 102 京都農林水産総合庁舎（別館 2 階）
	中国四国農政局	岡山県岡山市北区下石井 1 丁目 4 番 1 号 岡山第 2 合同庁舎（7 階）
	九州農政局	熊本県熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号 熊本地方合同庁舎 A 棟（5 階）
	沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号
「米穀の輸出数量の届出：東京神奈川大阪兵庫福岡」から届出	(関東農政局) 東京拠点	東京都江東区東雲 1-9-5 東雲合同庁舎（3 階）
	神奈川県拠点	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎（2 階）
	(近畿農政局) 大阪府拠点	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館（6 階）
	兵庫県拠点	兵庫県神戸市中央区海岸通 29 番地 神戸地方合同庁舎（5 階）
	(九州農政局)	

	福岡県拠点	福岡県福岡市博多区住吉 3 丁目 17-21
--	-------	------------------------

- 6 「手順を選択」の「」ボタンをクリックし、表示された一覧から「届出（農政局等）」又は「届出（都府県拠点）」をクリックします。（どちらか一つしか表示されません）




- 7 「申請する年度を選択」の「」ボタンをクリックし、「-」を選択します。



- 8 「」ボタンをクリックします。



※「」ボタンをクリックすると、今まで入力した情報が保存されずに「申請一覧」画面に戻ります。

- 9 なお、経営体情報詳細の必須項目に、未入力の箇所がある場合には、申請手続画面を開く前に、「経営体情報詳細」画面が開きます。必須項目を入力し、「保存」ボタンをクリックしてください。

経営体情報詳細

経営体情報

申請を行うためには、先に必須項目の入力が必要になります。

経営体ID
E-0000-4701-71

eMAFF種別
eMAFFプライム

法人・個人
個人

法人番号
個人事業主管理番号
12345678

下記枠内の入力済み項目を修正した場合は再度身元確認が必要になります。
空欄となっている項目に新規でご記入の場合には、身元確認の必要はありません。

法人名/屋号 **必須**
申請 一郎

法人名/屋号カナ **必須**

郵便番号 **必須**
2718588

都道府県 **必須**
東京都

市区町村 **必須**
千代田区

番地等 **必須**
霞ヶ関〇-〇-〇

代表者氏名 **必須**
申請 一郎

代表者氏名カナ **必須**
シンセイ イチロウ

代表者性別 **必須**
男性

代表者生年月日
1970/01/01

電話番号（代表） **必須**
0000000000

FAX番号（代表）

キャンセル 保存

※「**キャンセル**」ボタンをクリックすると、今まで入力した情報が保存されずに「申請一覧」画面に戻ります。

- 10 「米穀の輸出数量の届出：東京神奈川大阪兵庫福岡 以外」又は「米穀の輸出数量の届出：東京神奈川大阪兵庫福岡」の画面が表示されます。

申請書の編集：米穀の輸出数量の届出：東京神奈川大阪兵庫福岡 以外 届出（農政局等）

申請内容

申請情報

申請年度	申請年月日 <small>必須</small>
文書番号	申請ステータス
提出先（地域レベル） <small>必須</small>	提出先（地域名） <small>必須</small>

経営体情報

経営体ID	法人番号
E-0014-0251-74	

戻る 削除 一時保存 申請

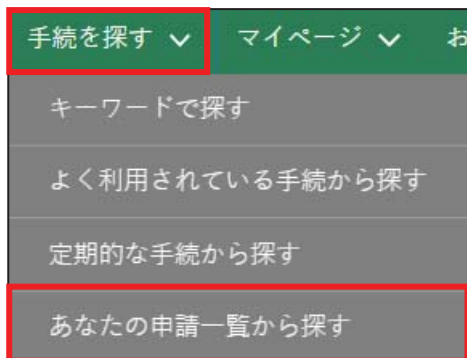
11 続いて、32 ページ「3.1.4 申請内容の入力、申請の提出、取下げ」に進んでください。


3.1.3 過去の届出情報を利用した届出

過去に届出した内容をコピーして届出することができます。

過去の届出内容が入力された状態となるため、変更が必要な項目のみ修正して、届出することができます。

- 1 「手続を探す」をクリックし、表示された一覧から「あなたの申請一覧から探す」をクリックし、「申請情報一覧」画面を表示します。



- 2 「申請情報一覧」画面が表示されます。
承認された届出の「」ボタンをクリックし、表示された一覧から「コピーして申請」をクリックします。



※ すでに審査が完了した申請を元にする場合は、検索条件の「完了している申請を表示する」をクリックします。

▼ 検索条件

文書番号 (例) 9999999999 法人名/屋号 (例) 申請太郎

経営体ID (例) E-9999-9999-99 経営体住所 (例) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇-〇〇

グループID (例) 9999999999 申請年月日 (開始) [] ~ []

完了している申請を表示する

業種 [] 法令名 (例) 〇〇措置法

- 3 「コピーして申請」画面が表示されます。
「申請年度 (コピー先)」の「▼」ボタンをクリックし、「-」を選び、「コピーして申請」ボタンをクリックします。

コピーして申請

業種 農業,水産業 制度 米穀の輸入数量の届出：東京神奈川大阪兵庫福岡 手続 届出（農政局）
届出書（農政局等）

申請年度 (コピー元) []

申請年度 (コピー先) [▼]

キャンセル **コピーして申請**

- 4 選択した届出の内容がコピーされた状態の「申請書の編集」が表示されます。過去の情報が入力された状態から届出することができます。

申請書の編集：米穀の輸出数量の届出：東京神奈川大阪兵庫福岡 以外 届出（農政局等）

申請内容 お問合せ

申請情報

申請年度 [] 申請年月日 [] **必須**

文書番号 [] 申請ステータス []

提出先 (地域レベル) [地方] **必須** 提出先 (地域名) [近畿農政局] **必須**

経営体情報

経営体ID E-0014-0251-74 法人番号 []

戻る 削除 一時保存 **申請**

- 5 続いて、32 ページ「3.1.4 届出内容の入力、届出書の提出、取下げ」に進んでください。

3.1.4 届出内容の入力、届出書の提出、取 下げ

「米穀の輸出数量の届出」の届出内容を入力します。

- 1 「3.1.2 新規の届出」(23 ページ)、「3.1.3 過去の届出情報を利用した届出」(29 ページ)の手順で、「申請書の編集」画面を表示します。

The screenshot shows a web application interface for editing an application. The title bar reads '申請書の編集 : 米穀の輸出数量の届出: 東京神奈川大阪兵庫福岡 以外 届出 (農政局等)'. Below the title bar, there are tabs for '申請内容' and 'お問合せ'. The main content area is divided into sections: '申請情報' (Application Information) and '経営体情報' (Business Information). The '申請情報' section contains fields for '申請年度' (Application Year), '申請年月日' (Application Date) with a '必須' (Required) label, '文書番号' (Document Number), '申請ステータス' (Application Status), '提出先 (地域レベル)' (Submission Location (Regional Level)) with a '必須' label and a dropdown menu showing '地方' (Local), and '提出先 (地域名)' (Submission Location (Regional Name)) with a '必須' label and a dropdown menu showing '近畿農政局' (Kansai Agricultural Agency). The '経営体情報' section contains fields for '経営体ID' (Business ID) with the value 'E-0014-0251-74' and '法人番号' (Corporate Number). At the bottom right, there is a red-bordered box containing four buttons: '戻る' (Back), '削除' (Delete), '一時保存' (Save Draft), and '申請' (Apply).

ボタンとその機能

ボタン	機能
申請	入力した内容で届出します。
一時保存	入力した内容を共通申請サービスに一時保存します。 入力を一時中断するときや、届出内容の入力途中でデータが消失することを防ぐため、一時保存してください。
削除	一時保存した内容を削除します。
戻る	入力した内容を保存しないで「申請書の編集」画面を閉じます。入力した内容を保存する場合は、これらのボタンをクリックする前に、必ず「一時保存」をクリックしてください。

入力項目と入力欄

「**必須**」は、必ず入力する必要がある項目（必須項目）です。

「**i**」に、マウスカーソルを重ねると吹き出しで補足説明が表示されます。

1. 米穀の輸出に関する届出書

↓こちらをクリックして届出書エクセル様式をダウンロードしてください。
様式ダウンロード

届出書エクセル様式ファイルをダウンロードしたものに、必要事項を記入しアップロードする。

米穀の輸出に関する届出書 **必須** **i**

📁 ファイルをアップロード またはファイルをドロップ

申請年度 2021	申請年月日 必須
文書番号	申請ステータス
提出先（地域レベル） 必須	提出先（地域名） 必須
検索...	
経営体情報	
経営体ID E-0005-3389-93	法人番号
法人名/屋号 テスト農場	法人名/屋号カナ テストノウジョウ

背景が白色の入力欄 : 入力することができます。
背景がグレー色の入力欄 : 入力することはできません。

- 2 「申請年月日」を入力します。入力欄をクリックすると表示されるカレンダー上で申請年月日を選択するか、西暦で入力してください（例：2021/4/1）。

申請内容

申請情報

申請年度
2021

申請年月日 **必須**

文書番号

申請ステータス

提出先（地域レベル） **必須**

提出先（地域名） **必須**

Search...

- 3 「提出先（地域レベル）」を選択します。（選択肢は一つしかありません。）

申請内容

申請情報

申請年度
2021

申請年月日 **必須**

文書番号

申請ステータス

提出先（地域レベル） **必須**

提出先（地域名） **必須**

Search...

- 4 「提出先（地域名）」から、届出先の農政局等又は農政局の拠点を選択します。

農政局等又は拠点は、最寄りの窓口（便利な窓口）をご利用ください。

届出したい農政局等が表示されない場合は、23 ページ「3.1.2 新規の届出」に戻り、5 の「制度を選択」（24 ページ）で制度名を選択し直してください。

申請内容

申請情報

申請年度 申請年月日 必須

文書番号 申請ステータス

提出先 (地域レベル) 必須 提出先 (地域名) 必須

(参考) 制度名と農政局等の対応表

制度名	(届出先) 地方農政局等	(参考) 住所
「米穀の輸出数量の届出：東京神奈川大阪兵庫福岡以外」から届出	北海道農政事務所	北海道札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22 エムズ南 22 条ビル (2 階)
	東北農政局	宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 3-1 仙台合同庁舎 A 棟
	関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 (10 階)
	北陸農政局	石川県金沢市広坂 2 丁目 2 番 60 号 金沢広坂合同庁舎 (6 階)
	東海農政局	愛知県名古屋市中区三の丸 1 丁目 2 番 2 号 農林総合庁舎 2 号館 (1 階)
	近畿農政局	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル 丁子風呂町 102 京都農林水産総合庁舎 (別館 2 階)
	中国四国農政局	岡山県岡山市北区下石井 1 丁目 4 番 1 号 岡山第 2 合同庁舎 (7 階)
	九州農政局	熊本県熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号 熊本地方合同庁舎 A 棟 (5 階)
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号	
「米穀の輸出数量の届出：東京神奈川大阪兵庫福岡」から届出	(関東農政局) 東京拠点	東京都江東区東雲 1-9-5 東雲合同庁舎 (3 階)
	神奈川県拠点	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57

		横浜第2合同庁舎（2階）
	(近畿農政局) 大阪府拠点	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第1号館（6階）
	兵庫県拠点	兵庫県神戸市中央区海岸通 29 番地 神戸地方合同庁舎（5階）
	(九州農政局) 福岡県拠点	福岡県福岡市博多区住吉 3 丁目 17-21

- 5 「【届出書提出前の確認事項】※重要」をご確認ください。
確認の上、確認欄をチェック願います。

【届出書提出前の確認事項】※重要

個人的使用に供するために非商業的に輸出される米穀や、米加工品（レトルト米飯、米粉など）は届出の必要はありません。
(※個人的使用とは、米穀を輸出しようとする者またはその家族の食用のほか、友人へのお土産などが含まれます。)

- 輸出先国によっては、植物検疫上の理由で日本からの輸出が禁止又は条件が付される場合があります。詳しくは、植物防疫所のホームページでご確認ください。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射能検査証明や産地証明等を求めている国、地域がありますので、詳しくはこちらをご覧ください。
- 中国への輸出に関しては、指定精米工場での精米と登録くん蒸倉庫でのくん蒸が行われていること等の特別な植物検疫条件を満たすことが必要となっています。この植物検疫条件は、基本的に、商業用のものに限らず、個人消費用、サンプルなどの、少量の輸出であっても適用されます。また、携行品、郵便等での輸出は原則認められていません。詳しくはこちらをご覧ください。
- もみを輸出する場合は、品種や相手国により育成者権者の許諾が必要になる場合があります。詳しくはこちらをご覧ください。
- 届出を行わなかったり、虚偽の届出によりお米を輸出した場合には、法令により20万円以下の過料に処せられることがありますので、ご注意ください。

確認欄 **必須**

以上を確認したので提出します。

- 6 「米穀の輸出に関する届出書」の様式（エクセルファイル）をダウンロードして、必要事項を入力します。
(過去に、共通申請サービスでの申請をされたことがある場合は、その際に使用した届出書様式（エクセルファイル）を修正して活用することもできます。)

1. 米穀の輸出に関する届出書

↓こちらをクリックして届出書エクセル様式をダウンロードしてください。

様式ダウンロード

届出書エクセル様式ファイルをダウンロードしたものに、必要事項を記入し、アップロードする。

米穀の輸出に関する届出書 **必須** ⓘ

↑ ファイルをアップロード またはファイルをドロップ

米穀の輸出に関する届出書

令和 年 月 日

氏名 殿

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

米穀を輸出することについて、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第36条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

1 仕向国 : 記

2 輸出の時期 : 令和 年 月 日

3 輸出数量 : kg

4 用途 : 救援用 ・ 学術研究用 ・ 標本用 ・ 見本用 (博覧会等)

見本用 (注文取集の用) ・ 商業用

その他 ()

適切なものに○を選択。

家族の場合は、姓名と代表者名の両方を記入

輸出先国を記入

輸出の時期が本収足な場合は月単位(年月旬等での届出でも可)
例: 令和0年0月0旬

収量を把握している場合、1ヵ月単位まで記入。

その他の場合は、()内に具体的に記入。
例: 現地産多食料用、イベント用

7 入力した「米穀の輸出に関する届出書」の内容を確認後、「ファイルをアップロード」ボタンをクリックし、入力済みのファイルをアップロードします。表示される「完了」ボタンをクリックします。

1. 米穀の輸出に関する届出書

↓こちらをクリックして届出書エクセル様式をダウンロードしてください。
様式ダウンロード

届出書エクセル様式ファイルをダウンロードしたものに、必要事項を記入し、アップロードする。

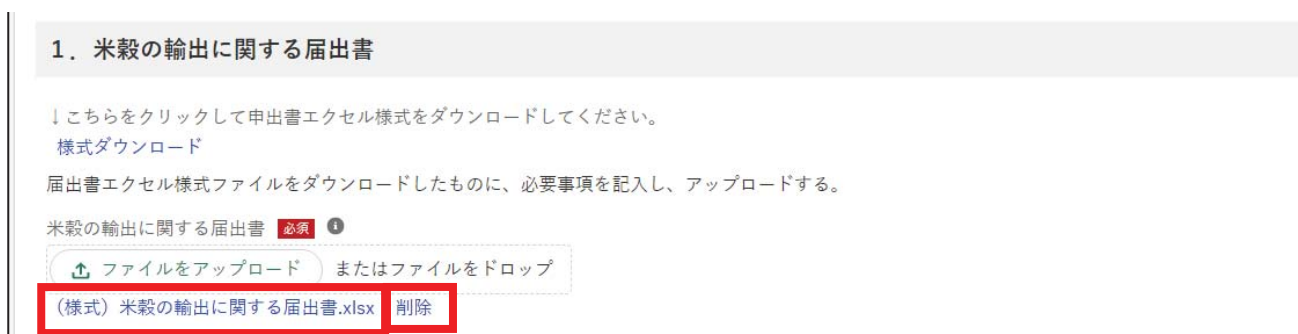
米穀の輸出に関する届出書 必須 ①

またはファイルをドロップ



アップロードが終了すると、アップロードしたファイル名が青字で表示されます。

「削除」をクリックすると、アップロードしたファイルを削除することができます。



8 届出に係る連絡先の担当者名を入力します。

メールアドレスや電話番号、住所、会社名については、gBizID 又は農林水産省共通申請サービスに登録したものと異なる場合は、入力してください。

9 以上で届出に当たっての内容の入力は終了です。

入力した内容で届出する場合は、「申請」ボタンをクリックしてください。

後で届出する場合は、「一時保存」ボタンをクリックして一時保存してください。一時保存の詳しい操作方法は、40 ページ「3.1.5 入力内容の一時保存」をご参照ください。



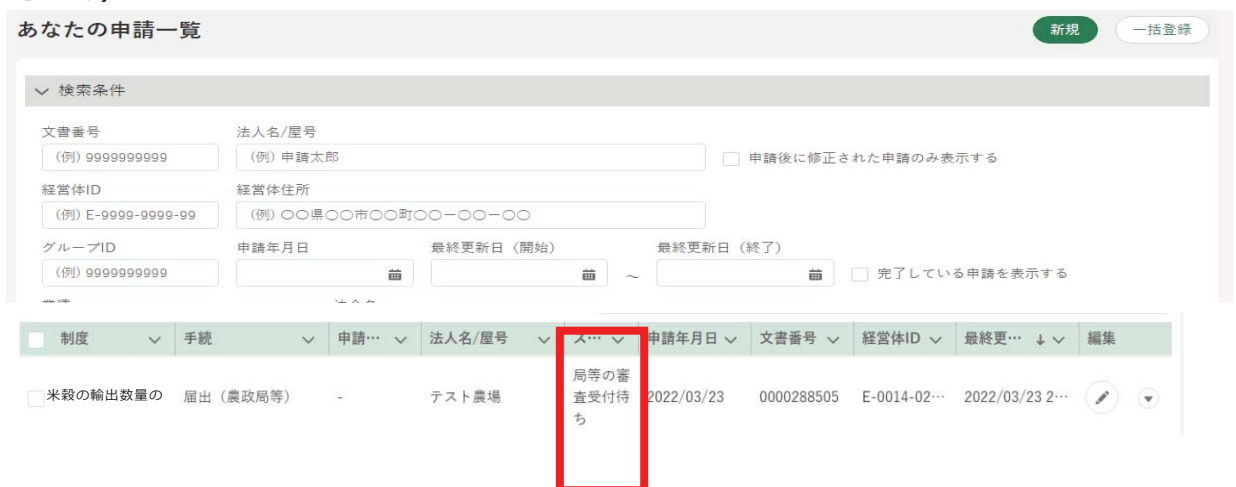
- 10 申請ボタンをクリックして、画面上部に、エラーメッセージが表示された場合は、メッセージに従い、届出内容を確認・修正し、再度「申請」ボタンをクリックしてください。

「申請」ボタンをクリック後、正常に届出された場合は、画面上部中央に緑色の背景で「保存されました」と表示されます。





- 11 提出した届出の受付、審査の状況を「申請一覧」画面の「ステータス」欄で確認することができます。

(ステータスの詳細は、53 ページ「3.2 審査状況の確認」をご参照ください。)



- 12 届出した後であっても、届出先で受付がまだ行われていない状態（ステータスが「…受付待ち」）であれば、届出を取り下げることができます。

届出を取り下げる場合は、「申請情報一覧」画面で、取り下げたい届出の「」ボタンをクリックし、「申請情報詳細」画面が表示されたら、画面下部の「」ボタンをクリックしてください。

なお、取下げ後で、内容を修正して再度届出することができます。

■ 制度	▼	手続	▼	申請…	▼	法人名/屋号	▼	ス…	▼	申請年月日	▼	文書番号	▼	経営体ID	▼	最終更…	↓	▼	編集
<input type="checkbox"/>		米穀の輸出数量の届		届出（農政局等）	-	テスト農場		局等の審査受付待ち		2022/03/23		0000288505		E-0014-02…		2022/03/23 2…			

申請書の編集：米穀の輸出数量の届出：東京神奈川大阪兵庫福岡以外 届出（農政局等）

申請内容 お問合せ

申請情報

申請年度	-	申請年月日	2022/03/28
文書番号	0000288734	申請ステータス	局等の審査受付待ち
提出先（地域レベル）	地方	提出先（地域名）	関東農政局

経営体情報

経営体ID	E-0014-0251-74	法人番号	
法人名/屋号	テスト農場	法人名/屋号カナ	テストノウジョウ
住所	東京都新宿区新宿 1丁目 1-1		
代表者名	申請 太郎	代表者名カナ	シンセイ タロウ

キャンセル 

3.1.5 入力内容の一時保存

入力した内容を共通申請サービスに一時保存します。

入力を一時中断するときや、パソコンの不具合などによる入力内容の消失を防ぐため、届出に関する内容の入力途中でも一時保存してください。

- 1 入力した届出内容を一時保存する場合は、画面下部の「一時保存」ボタンをクリックします。